

とも思います。インクルーシブ教育が制度となった時に、特別支援学校や特別支援教育は、一体何をするのかと。でもやはり、今地域で生きるというテーマがありましたけれども、障害者が地域で生きていくために今、何をすべきかを学校の中で、特別支援学校の中でもそこを求めてくる生徒もいますから、考え実行していくのが私らの仕事なのかなあ。でも一方で、先ほどあったように、特別支援学校がなくても、普通学校の中で合理的配慮も含めて、障害者が自分らしく生きていけるような学校にならなければならないということを個人的には思います。

**【木船】** はい、どうもありがとうございました。予定が3時までとなっております。司会なかなかうまくいきませんで、すべてのご意見を取り上げることもできませんし、あるいはこれから合理的配慮をどうようにしていくかについての論点も、きちんと全部整理できたわけではございません。最後にこれだけは言っておきたいということがございましたら、もうあと1人お願いします。

**【フロア】** 通常学級の先生たちも頑張っているという話をさせていただきたいと思います。特に様々な情報が入るようになってから、例えば視覚的教材を準備するとか、それから、ユニバーサルデザインのことも出ましたけれども、例えば板書1つにしても流れが見えるようにするとか、教科書の開くページ数、「p21」って書いておくだけで、その子だけでなくみんなにも分かりやすい。そういう配慮はできていると思います。それから、スモールステップで考えていこうといった辺りは、実際にやっておられる先生が増えていると思います。更に言うと、一斉に指示を出しておいて、その子の所でもう1回、とか、別途知らせてあげる、とか。ですから、先ほどは現場の先生方に失礼なことを言ってしまったかもしれませんが、わかっていらっしゃる先生方も大勢いるということをお伝えしたかったのと、それから、今日、インクルーシブ教育の実践という本を買わせていただいて、その中に出ている文章で、最も指導困難な子どもたちとさえ楽しめる教師は、よい学級環境を築きあげ、自分の仕事や子どもたちを心から愛し、彼らを成功に導くことができる人です。とか、先を見通した学級経営をしています、とかが書いてあって、あ、これって結構現場でも頑張っている。みんな意識していることだなと思っています。それから、最近、特に私が思っていることは、私も30年、教職をしているのですが、就職した頃におられた先生方が特別支援教育などのことがなかった頃から、そういうことをされていたのですが、それが伝わってこない面があるので、そういうところも1度見直してみる必要があるのではないかと思います。

**【木船】** インクルーシブ教育ということで、特に今まで対立があったわけじゃございませんけど、これは特別支援教育、これは通常教育という考え方そのものがもう、なくしていく、教育としてがんばっていくという方向で大丈夫だと思います。先生方のご協力によりまして、まあ様々な考え方を出していただくことができました。この後全体会で報告させていただきます。どうもありがとうございました。

## IX. 総合討議

**【川合】** 今から総合討議を行いたいと思います。分科会が3つございましたが、それぞれどういった話があったかについて報告をいたしまして、その後全般的な討議を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

**【落合】** それでは、分科会1ですが、「共生社会とインクルージョンの関係について」というテーマで話し合いました。まず具体的に私の話の中で、新自由主義とノーマライゼーションとの関係や、インクルージョンとの関係など様々な言いましたが、実際にはそういう戦略的な背景というものは必要なんじゃないかということが話題の中に、出てきました。それから、最終的には、社会参加を具体的にどのようにするのか、みんなで支えながら具体的にどうしたら良いかを考えることも、とても重要なのではないかと思います。

それから、今までいわゆる統合教育と言われ、みんなと一緒に生活するという流れがあったわけですが、それと合理的配慮をどのように対応させていくのか。みんなと同じ場所で合理的配慮を行うわけですので、決してこれは矛盾する概念ではないということが述べられました。それから、もう1つは合理的配慮を考察する場合には、一般の教師が特別支援教育のことをよく知らなければならないのではないのか。それから特別支援教育の教員は、一般の学校における課題を知らなければならないのではないのか。まずそういったことをしなければ、合理的配慮について、動きがとれないのではないのかという話も出ました。

それから、現在いわゆる通常学級に障害のある子どもが在籍している市や町があるわけですが、かなり理想化されがちですが、これは現状には厳しいもので、解決しなければならない課題がたくさんあるために、そう簡単

に理想化されるものではなく、やはり様々な努力が必要だということが話題になりました。

それから、専門性の問題についても話題になりました。実際、専門性とは一体何だろうかといった疑問も出てきて、医学的な内容が専門性なのか、あるいは子どもと一緒にうまく対応できることが専門性なのかといったことについても明確に考えていかなければならないという話も出ました。

それから、実際に内閣府の障がい者制度改革推進会議から出されている内容をすべて網羅し、かつ現状の特別支援体制を維持するとなるとかなりの予算がかかる。2兆円という話が出ましたが、これはどのようなシミュレーションをして予算を試算したのかについても、考えていかなければならないと思います。

それから専門性の問題についてですが、現在推進会議の中で、社会的な障害カテゴリーという話が出ていますが、医学的なカテゴリーや教育的なカテゴリー、社会学的なカテゴリーが分断されるのではなく、3つの見方それぞれが重要であり、医療的なカテゴリーで見る必要のある障害のある子どももいるかもしれませんが、社会的なカテゴリーや教育的なカテゴリーで見なければならぬ子どももいるかもしれません。そういう様々な見方をうまく組み合わせながら、子どものことを考えていくことも大切だと思います。

後は、障害者権利条約ということで障害者のことが議論されていますが、ICFについても様々な見方が出ました。ICFの考え方からすれば、障害者だけではなく、高齢になったり怪我や入院をしたり、女性であれば、妊娠したりすることによって、周囲からの支援が必要になります。そういう観点からすると、日本はこのICFの考え方で特別支援教育や福祉を考えなければならない。少子高齢化のため、最もそういうことを考える必要のある国ではないかという話も出ました。この分科会では、当事者からの意見が多く出されました。以上私の発表を終わります。

**【船津】**失礼いたします。特別支援教育学講座の船津と申します。分科会2「就学支援と保護者への情報供給システム」についてのご報告をさせていただきます。まず、現在出されております地域における就学と、合理的配慮の確保ということにつきまして、今後の方向性を確認いたしました。そこで述べられている3つの項目について確認させていただきたいと思います。1点目は、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが地域の小中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とするということでございます。2点目は、特別支援学校に就学先を決定することになる場合や特別支援学級への在籍を決定することになる場合には、就学先における必要な合理的配慮、及び支援の内容について、本人、保護者、学校、学校設置者の三位の合意を義務づける仕組みということが出されております。3点目は、通常の学級に就学した場合、当該学校が必要な合理的配慮、例えば、設備、環境等の条件整備を行うといったことが出されております。

当分科会には、延べ20人の先生方が参加しましたが、この3点をまず確認した上で、文部科学省が、今後の障害のある児童、生徒の就学先決定についての手続きの流れを提案しておりますが、これと現状との違いについて、確認をさせていただきました。ご承知の通り、現状では就学基準があらかじめ設定されており、その就学基準に基づいて就学先が決まっていくということに対して、個々の子どもの障害の状態などを勘案し、総合的に判断して就学先を決定していく、そして、個別の教育支援計画を作っていくことが打ち出されております。また、同じことは概要がまとめられておまして、個別の移行計画ということと、それからもう1つ、早期からの教育相談、支援というものの充実の必要性が出されております。こうしたことを確認した上で、意見を交わしました。

まず、出てまいりましたご提案ですが、実際に子どもが通常の小中学校に行った場合に、その中で教育内容や方法の工夫が具体的にどのようになされていくのか、などの点が出てまいりました。それから、早期教育・相談についての話題が出てきましたが、やはり現実の中では、保育と教育との連携がうまくいっていないという意見が出てまいりまして、保育の現場で行なわれていた支援の内容が、学校教育の中へつながっていないといった課題も出てまいりました。そして、地域差もかなり大きな課題ではないかという意見も出てまいりました。そこで下山先生から、就学相談コーディネーターのような、例えば経験豊かな退職された先生方などを配置して、具体的に支援していく方法もあるといったご提案もいただいております。

親のニーズというのが出てまいりまして、ネームドパーソンというイギリスの例ですが、後見人のような方が、親のサポートをしていく上においても、なんらかの形で必要なのではないかというご提案もございました。保護者の意見に関しまして、実際、子どもの実態と言いますか、子どものニーズと親の気持ちをどうバランスをとって支援していくかということが出て参りまして、親の気持ちと、子どもの実際の抱えているニーズが、もしか

たら違うのではないかというご提案もありました。また、相談に関しましては、就学を視野にいれた相談ではなくて、生活や成長、あるいは発達を促すための総合的な相談が必要なのではないかということも提案されました。

遠方からの先生にも議論に参加していただきました。教育と福祉ということで、就学前の子どもへの対応を、教育サイドでどのように就学前の子どもへの対応に入っていくのか。つまり、いわゆる教育と福祉の一貫性、あるいは連携というものを、どのように担保していくのかということが大きな課題であるというご意見をいただいております。最後に出てまいりましたのは、やはり特別支援学校というのは、大きな役割を持っているのではないかというご提案がなされまして、例えばセンター的機能とか、通級ということに関しましても、特別支援学校を活用した柔軟なあり方ということが提案されております。今後の大きな課題としては、具体的な教育と福祉の連携の在り方、あるいは実際に、子どもや親に対して、具体的にどのような支援をしていくのかということと、教員の確保に関しまして今後大きな課題があるのではないかということをもとめとして終わりました。以上です。

**【川合】**分科会3「インクルーシブ教育と合理的配慮」について報告させていただきます。合理的配慮につきましては、分科会1・2で話し合われた内容も含め、様々な議論が行われまして、どれも切ることは難しいという印象を持ちました。分科会の中で、何かをまとめようとするよりも、様々な立場の方にご参加いただきましたので、それぞれの立場から、こういったことが問題であるとか、こういったことが合理的配慮であるなどといった話の中で、少しずつ合理的な配慮の在り方を探っていくような形で進めてまいりました。

当分科会の中で、いくつかポイントとして挙げられたことですが、まず、特別支援学校の通常学校に対するセンター的機能となりますと、その多くは発達障害のケースに対するアドバイスになるわけですが、比較的重い子どもが在籍していることが多い特別支援学校では、発達障害ではなく、重いお子さんへの支援が、本来発揮できる専門性なのではないか、という話題がありました。やはり今後の動きとしまして、インクルーシブ教育が導入されますと、様々なお子さんが通常の学校に入ってくる可能性があります。そうなりますと、本来のセンター的機能として、特別支援学校で蓄積された専門性が発揮できる可能性があるのではないかという話題がありました。それから専門性についてですが、特別なニーズの必要な子どもに対する支援のあり方に関する知識だけでなく、コーディネーターとして地域と学校をつなぐ技能も必要である。だから、専門性についても、専門的な知識や技術を身につけるだけでなく、いかに外部とのコーディネートをするかについて、今後センター的機能を発揮する上では、とても重要なのではないかという話がありました。

また、特別支援学校や特別支援学級におけるインクルーシブ教育の在り方と、通常の学校における取り組みの在り方も話題になりました。本分科会には保護者や通常学校・特別支援学校の教師、教育委員会、大学教員など、様々な立場の方がいらっしゃったわけですが、その中で、特別支援としてのインクルージョンという考え方、通常学校でのインクルージョンという考え方、それから、そうした通常や特別支援といった枠を取り払った形での、我々が目指す方向になるのかどうかは今の時点ではよくわからないのですが、究極的なインクルーシブ教育のあり方について、それぞれの立場で考えていく必要があるという話題もありました。

それから、いわゆる卒後の進路や自活、自立という話題が、主に保護者の方からございまして、やはりそのインクルーシブ教育や合理的配慮の中で、どこまでが必要な適切な配慮なのかという領域をきちんと考えながら長期的な教育目標を定めなければ、手厚すぎる配慮が、逆に自立や自活を妨げる可能性もあるのではないかという話もありました。ですから合理的配慮というものは、効率的な配慮ではなく、道徳や論理にかなった配慮、原文ではリーズナブルアコモデーション呼ばれていますが、その中で、いかに理にかなった支援や配慮がなされなければならないかを追求することは、やはり専門性の向上にもつながってきますし、センター的機能というところもつながってきますし、あるいはIEPやITPの長期的な目標をいかに適切に設定するかといった支援の在り方にも関わってくるのではないかという感じがいたしました。

最後に、合理的配慮のあり方についてですが、人の手厚い配慮に頼るだけでは自活や自立につながらない可能性もある。それから個別の配慮は当然必要なのですが、個別に配慮するとき、ゼロから百まで個別化することが配慮なのかを考え直す必要がある。つまり、ゼロから百までの配慮を個別に実施していくと、いわば計画性のない配慮になってしまう可能性がある。ですから、例えば学級に30人いたときに、ある程度のシステムティックな配慮といいますか、配慮のシステム化を実施することも考えてみる必要もあるわけです。そうしますと、例えばA君だけに役に立つ個々の配慮ではなくて、A君のために考えていることが、クラス全体を考えていることに

つながるような、いわばユニバーサルデザイン化にもつながるような合理的配慮のあり方も考えていく必要があるという意見も出ました。以上でございます。

**【落合】** ありがとうございます。3つの分科会の内容についてご報告いただきましたが、それぞれの分科会に対してご質問等ございましたらお願いします。ないようでしたら、少しお時間をいただきます。3つの分科会で話し合われた内容から、合理的配慮が共通のキーワードのような感じがしたのですが、合理的配慮をするために、何を手始めにしたら良いのかについてご提案がありましたらお出しただければと思います。

学習指導要領に則って、学校現場では授業をしているわけですが、学習指導要領の総則の中では、様々な障害のある子どもが通常学級の中に在籍しているといった内容が記されております。肢体不自由、視覚、難聴、弱視の子どもに対して算数や数学の時間、音楽の時間、体育の時間に何らかの配慮をしなければならないと書いてあると思います。しかし具体的な配慮の在り方については書かれていません。今後、総則で書かれている内容について、具体的な配慮の在り方を考え、各教科の学習指導要領の解説なりに入れる必要があるのではないかと、そういうことも1つあります。それから、高校の学習指導要領にも同じようなことが言及されております。高校の学習指導要領は、私自身あまり見たことがなかったのですが、実際に見てみますと、特別支援学校並みのかなりの弾力性と多様性があるような内容が書かれております。そういうものをどのように生かすかということも、これから考えていかねばならないと思います。その辺りについて、下山先生からありましたらお願いしたいのですが。

**【下山】** インクルーシブな教育制度を確保するために、締結国は個人に必要な合理的配慮をしなければならないということが、障がい者権利条約に規定されています。ただ、何が合理的配慮なのか、そして何をもってインクルーシブ教育なのかについては明文化された規定はありません。そうした中で、合理的配慮という記述があるだけですので、これは様々な受け止め方があるのが現実です。文部科学省としては、合理的配慮の内容や配慮すべき対象や範囲などから検討する必要があるということが公式の見解になろうかと思います。従いまして、合理的配慮についてここで申し上げられることは、文部科学省としてではなく、私個人の見解であることをご理解ください。障害のある子どもが通常学級に在籍するために必要なことは何でも合理的配慮で、それを提供しなければならないことになると、財政面でも大変な負担になると思いますし、そうして行われた教育が子どものニーズに合致するののかについても検討する必要があると思います。

そこで、アメリカの状況を参考にしたいと思います。アメリカでは、合理的配慮について、教育の内容を変えないということが前提としてあるようです。その範囲内で行われる様々な調整が、合理的配慮とされていると聞いています。荒川先生からは、イギリスでは合理的調整ということばが使われているというご紹介がありました。誰でもできるような、簡単なことですとのご紹介でした。アメリカの例を見ますと、その中にモディフィケーションという概念がございます。これは、教育内容に関する必要な調整を行うということなのです。ですから、同じ勉強をしているという意識の共有がなければ難しいが、教材内容を少しアレンジするといったような、教育内容に関する調整なのだそうです。それにプラスして、アメリカでは関連サービスというもの、この中には先ほど話題に出てきたような職員配置に関する内容、PTやOT、あるいは心理学の専門家ですとか看護師などという方もいらっしゃいます。こういった専門職が教育に関連して行う必要なサービスということで、少し合理的配慮と分けて考えているという状況があります。ですから、本当に障害の重い子どもに一小学校でやるような教育の内容がなかなかかわからない、人が1人付けば、子どものニーズに即した教育ができるのか、それと合理的配慮と呼んでよいのかについて、私はちょっと疑問を感じます。アメリカのこのような例などを見ますと、通常の学級で学ぶための合理的配慮を限定的に考える必要はないだろうか、というのが個人の考えです。文科省の考えとして受け止めないでください。

文部科学省が施策として行っていることには、例えば拡大教科書などの提供があります。これは学習内容の変更ではありませんので、先ほどいった意味での合理的配慮という範疇に入っていくのかと考えます。抽象論にするよりも、個々の子どもの必要とするサービスを、具体的に考えていく必要があると思います。

今の特別支援教育で、通常の学級で発達障害といわれる子どもの支援を始めました。この子ども達は基本的に教育内容の変更は必要ないとされています。その子ども達への合理的配慮が十分できているかどうかというところから検討しなければなりません。そのために、特別支援教育体制を充実させていくことが、私は合理的配慮という観点からも重要であると思っています。そういう議論が飛んだまま、障害のある子ども達を通常級に入れて

合理的配慮をすれば何でもできると考えるのは、ちょっと飛躍し過ぎなのではと思います。

**【落合】** ありがとうございます。フロアからご質問等ありましたらお答えしたいと思います。ではどうぞ。

**【フロア】** 私は〇〇大学の大学院生で〇〇と申します。質問が2点あります。まず1点目が、今回のシンポジウムのテーマでもある国連障害者権利条約批准後の教育のあり方ということで、条約批准後に、具体的にどのように教育の制度や社会の制度として変わっていくのかについて、そしてもう1点目が、ニーズの多様性に対応できる教育課程や教授法が考案されていく必要があるとのご指摘があり、その中で、教授法は障害児教育実践で蓄積されてきたというお話がありました。私の関心は、通常教育における教育方法学として行われてきた蓄積を、特別支援教育として新たに改変していこうという動きの中で、どのように活用してゆけばよいのかについてです。障害児教育実践で蓄積されてきた経験や教授法が、通常の教育実践に生かされることについては想像しやすいことなのですが、逆に通常の学級で行われてきたことが障害児教育実践に貢献できることはあるのかについて、教育方法学研究の中である種の危機を感じている部分もありますので、何かご意見をいただけたらと思います。

**【下山】** たぶん2点目は、私は答えなくてもよいと思いますので、1点目の批准後の教育のあり方について触れます。批准ということは、憲法に次ぐ法的な拘束力を持ってまいります。従って、国内法がこの条約に反することは制度としてできないことですので、国内法を整備して、批准という手続きをするという順番になります。そこで、なぜ批准前に批准後の教育のあり方を考えるのかについてですが、批准後の教育のあり方について、障がい者制度改革推進会議で話し合われ、第一次意見のまとめが出されました。そこでは、居住地域にある通常の学校、そして通常の学級への在籍を原則とし、希望があれば特別支援学校、特別支援学級へといった意見が出されているわけです。

これに伴って、教育現場は様々な影響を受けるはずですが、従いまして、これにかかわる人達が、単に障害者権利条約に現状をどう合わせるかという観点だけではなく、現実の教育現場の様々な問題や、考えられる状況を含めて、議論していくということが大切になると思います。そういう批准後の制度づくりのために、今関係者が議論していくことが大切なのだと思います。共生社会やインクルーシブという理念には、掛け声としては反対する方がいません。しかし、自分の周りに障害のある方が来たときや、自分のクラスに入ってきたときに、様々な問題が起こってきます。今までとは違う対応について様々な問題が生じてまいります。ですからこれは、障害当事者の方だけの問題ではなく、みなさんの問題にもなりますので、私どもは関係者の様々な議論を経て、この制度を作っていく必要があると考えております。

**【落合】** 企画者としての意見ですが、この障がい者制度改革推進会議は、障害者制度全体に関わっていますので、教育だけではなく、障害者福祉など様々な事が議論されています。その中で、我々が議論できることとして、合理的配慮もその1つですが、国連障害者権利条約が批准された場合、何を準備しなければならないのか、あるいは今何を準備すべきなのかを明らかにすることです。これから研究すべきことも多くあるのではないかと思います。それから後は、教員養成の課題です。従来ですと、障害児教育、特別支援教育養成の課程で、障害児教育についての具体的な方法理解を行っていたわけですが、それを通常の教育の教員にもどの程度伝えるべきなのかについても議論していかなければならないと思います。そういう意味で、このシンポジウムでは、障害者権利条約が批准された後、教育をどうすべきかについて議論したわけです。

それから、荒川先生が既に帰ってしまわれたのですが、私がお考えるに、特別支援教育というのは、子どものニーズに様々な対応しなければ、子ども自身が適応しないとか様々なことがありますので、通常の教育よりも障害のある子どものニーズ、あるいは興味関心に沿った授業のあり方を行うことが常識となっているわけです。しかし、その辺りのところは通常の教育の中ではなかなか実現されていないのではないかと、そういう観点を特別支援教育の方から通常教育へのメッセージとして送る必要があるのではないかと思います。

後は、特別支援学校や特別支援学級ではチームティーチングが主で、1人の先生が1つの教室にいるということとはまずないと思います。そうなりますと、複数の先生がどのように協力していくかということも重要なことであります。それについては、通常教育の中では協同学習とか、ジグソー学習などの形で行われていますが、特別支援教育のように日常的に行われているわけではないですから、その辺りのところの教授方法も、通常教育への様々な方法として伝える必要があるのではないかと私個人は思います。

また、通常教育の方から、特別支援教育に何をメッセージとして送るかというご質問だと思うんですが、私個

人、これはあくまで個人の意見ですが、特別支援教育は、特殊教育と言われる時点でかなり重い障害のある子どもにも軸足を置いた教育をやってきました。そういう歴史が長いということがありまして、具体的に通常教育の中で行われているような教科学習、そういうことについて特別支援教育のノウハウと、通常教育で行われている教科学習をどのように組み合わせたらいいのか。あるいは、通常教育の中で、例えば通常学級の中で、様々な困難を抱えている子どもがいたときに、具体的にどのような対応をしているのか。そういうノウハウを、特別支援教育の方でも重要なことになるのではないかと思います。現に、最近特別支援学校や特別支援学級の中に、かなり知的に高いお子さんが入ってきたりします。その時に、通常教育の様々な方法を、困難を抱える子どもへの対応というものが参考になるのではないかと思います。

**【フロア】** 実は、私は特別支援学校で授業づくりをやっているのですが、今日の荒川先生のお話で、先ほどご質問にありましたように、カリキュラムの教授法の検討で、同一単元による内容の目的共有、同時に多様な教材、課題の用意などといったことが役に立つのではないかとのご提案がありました。普通教育に関連することですが、競争的学力向上の政策を転換し、子ども達の学び合いを大切にする学習のあり方と、ニーズの多様性に対応できる教育課程と教授法の確立とございますよね。実は、この共同の学習や競争的学習の課題については、普通教育の中でも課題になっていて、このデータに関してはむしろ教育学におけるデータの方が多いのです。こういう課題を私は授業づくりで特別支援学校に導入しようとしているのです。こういう課題は基本的に同じです。具体的に申しますと、例えば教室内の机の配置ですが、通常学級では今コの字型っていうのをやっているんですが、これが今特別支援学校でもコの字型みたいなものがあります。すなわち授業に合った環境改善ということなのですが、そういったものも含めてとても大事な視点になっています。教育方法学は、日本の中では通常教育も含めて方法論が不可欠であるにもかかわらず意外にもまだ確立してない部分があります。そういう意味では、共通するところがあるわけですね。従って通常学校では、確かに多様な教材、異なる能力や学力差、そして同じ教育目的の中で多様なお子さんに配慮しているのですが、特別支援学校の方は、逆にこれを能力別のグループ化、個別化している方向があります。これ基本的には間違いだと思っています。これでは様々な課題がある。この課題について、通常教育の中でもいわゆるグループ別、能力別課題性ということで問題が指摘されている部分があります。

**【落合】** どうもありがとうございました。はい、ではお願いします。

**【フロア】** すみません。〇〇府〇〇市から来ました〇〇と申します。分科会でも少しだけお話をさせていただきましたが、誤解があってはいけないので、あえて勇気を出してここで述べさせていただきます。〇〇市の教育委員会で特別支援教育の担当をしています。〇〇市と言えば、全国的に統合教育を進めているといったイメージがあると聞いていますが、〇〇市は、養護学校が義務化になる前から、重度の子どもを通常の学校にも受け入れてきたという歴史があるところですね。そのあり方に難しさはあるのですが、逆に大変素晴らしいこともあると思っています。しかしながら、現状においては、残念だなあとと思うことや、厳しいなあとすることもあります。

就学や義務教育に関して、地域の学校へ、という話が今起こってきているわけですが、大変残念に思うことはですね、他府県市町村では「〇〇市に行ったらいいんちゃう？」というような就学指導をしているという話が聞こえてくる場合があります。これって、果たしてどうなのかなと思います。義務教育なので、やはり地域校への就学は、社会保障としてあるべきではないかと思っています。これからの世の中を作っていく子ども達ですから、障害のある子にもない子にも、そういう言い方をすること自体どうかと思いますが、お金をかけて良い世の中になっていくように、ということは今大人である私達が考えなければならないと感じています。文部科学省の下山先生、大変かと思いますが是非頑張ってください、私達も頑張ります。ここにいられている方々も、何が良いのかが難しくわからないかもしれません。〇〇市のあり方が果たして良いか、と担当している私も思うときがあります。しかしながら、今よりも良くなると思っていますので、頑張りたいと思っています。

それからもう1点、合理的配慮という話がありましたが、現在、合理的配慮は医療的な側面がやはり強いなど感じています。医療のあり方、医者の世界というものは難しいです。私たちは、教育と医療の連携を随分とやってきましたが、なかなかお医者さんと話することも難しいです。医者の中には、個性の強い方もおられます。ですから、合理的配慮を考えることにしても、やはりそういう人たちと共に始めることの大切さを、〇〇市にありますので余計感じるところです。うまく言えませんが、これはみんなの問題であるということでこれから進めばいいなと思っていますので、勇気を出して発言させていただきました。

**【落合】** ありがとうございます。そのほか、何かございませんでしょうか。

**【フロア】** その〇〇市で教育を受けてきた〇〇と申します。今は週1回公立高校の非常勤講師として福祉を子ども達に教えています。私は養護学校に2年間行って、それからずっと地域の小学校、地域の中学校、近隣の高校、それでちょっと様々なことがあって、九州の大学に進ましてもらって今までずっと生活させてもらっています。文部科学省の方には、本当に頑張っていたきたいです。自分もかなり勇気があることを言ってしまうのですが、やはり極論的には特別支援学校なんていないということは、自分は〇〇市で過ごしてきて、2年間ながら養護学校に行かせてもらって強く思います。養護学校の先生にも感謝の気持ちはあるんですが、では今、その養護学校に行った上級生が何をしているかといえば、もう地域とのつながりはあまりできてなくて、もっと地域で生活できたらと思う子でも、親が年を取って、仕方なく入所施設で暮らしているという現状もあります。このように、能力を最大度まで発達させるのを損なう恐れがあるっていうのは、〇〇市の歴史も少なからず知っていますのでわかります。現実を見たらしんどいかもしれません。せやけどやっぱり、今までの先生達は理想を追い求めてはって、他の地域で小学校の隣に住んでいて、養護学校にも行けなかった子が、うちの地域の学校へ入れるようになったこともあります。これは、理想的なことなんじゃないかなって思うんですよ。やはり、特別支援学校はないほうが良いという思いが、少しは皆さんの心の中にもあってくれたら嬉しいと思います。

**【落合】** どうもありがとうございます。当事者の方から切実なご意見をいただきました。次、どうぞ。

**【フロア】** 〇〇大学の〇〇と申します。3点ほど。まず、推進会議にぜひ教育関係の方に入っていただくと有難いですね。蓄積がありますからね。これだけのスケールや広がりでは報告できる方がいらっしゃるし、是非ご検討いただきたい。それが1点です。それから、落合先生が後のほうの論文にお書きになっていますが、子どもの権利条約を批准した後、やっぱり日本子ども達も随分辛い状況に置かれています。ただ、今回の障害者権利条約に関しては、僕は随分期待しています。なぜかと言うと、子どもの権利条約の時は当事者が参加できなかったのですが、今回の障害者権利条約は当事者が参加しています。もっと増えた方がいいとは思いますが。障害当事者がもっと増えて、あるいはいずれ障害当事者になる私達ももっと自分のこととして、障害者権利条約の批准をやった後、どう社会を作っていくかについて考える上で大切な方向が見えてきたと思います。

3点目。先ほど〇〇市の方が報告されましたが、例えば〇〇市の人達は79年以前にあれだけの実践をやっている。なぜかと言うと、教育基本法に書いてある「等しくその能力に応ずる教育」っていうのをおやりになっていると思うんですね。ですから教員の専門性として等しく1人ひとり子どもに対して責任をとると。同時に、責任をとることがその子の一番必要なニーズに応えると。そういう取り組みを組織や学校全体で、あるいは個々の教員達が力をあわせてやっている。その結果が、〇〇市をあそこまでの実践にやっているわけです。ですから、推進会議の人たちも含めてですね、〇〇市の実践とか、あるいはその優れた実践から是非学んで、優れた実践があるのですから、それを生かしながら、例えばベッドで通常学級で授業を受けている子ども達も実際にいるわけですから、それが例外ではなく、すべての自治体でそういったことができるように、あらゆるところでそういった方向になれば、今回のシンポジウムはとても良い会だったと思います。

**【落合】** ありがとうございます。今後の推進会議に対するメッセージをいただいたと思います。どうぞ。

**【フロア】** 臨床心理士をしております。スクールカウンセラーとして、中学校、小学校、それからこのごろではほんの少しだけですが特別支援学校に出入りさせていただいております。で、私だけでは多分ないと思うんですが、臨床心理士は大局から物を考えることが苦手ですのでお許しください。

合理的な配慮についてですが、心理的に見ると、人の気持ちは合理的には動きません。拡大教科書を提供してくださるというお話ですが、それは弱視の方とか、視覚障害がある方だと思いますが、もしかすると、LDで文字がもう少し大きい方が読みやすいという子ども達にも提供してくださることになるだろうと期待しています。ですが、子ども達は「あなたはもっと文字が大きい方が読みやすいからこの教科書を使ってもいいんだよ」と言われても使いたくありません。みんなと違うものを使いたくない子どもがたくさんいます。「違う部屋で個別に教えてあげる、そのほうが覚えられるよね」と言われると、本人は「うん」っていいいます。「うん」って言うのですが、実は本人はそれを望んでいません。私の個人的な経験だけかもしれませんが、そういう特徴、特性の大きい子ども達やその保護者さんは、みんなと一緒っていうことにとっても大きい価値を持たれるようです。多分小さい頃から、劣っているとか、違っているとかがいかに過敏になっておられるのでしょうか。だから合理的配慮の

「合理」っていうのが、与える側・準備する側の「合理」であって、受ける側はそれを「合理」とあまり感じないことがあるかもしれません。それを乗り越えるために、小・中学校で、私がかかわっている先生方は、原稿用紙のマス目が大きい方が書きやすい子ども達のために、「あなたはこれを使いなさい」という代わりに、原稿用紙を2〜3種類用意して、書きやすいものを選びます。原稿用紙くらいならそのことができます。では教科書を拡大と普通の2種類用意して、「みんな自分の読みたい方、欲しい方を取っていいんだよ」ということが現実可能でしょうか。それも、合理的配慮と呼べるのでしょうか。経済的にまず追いつきませんよね。私はそれをどのように考えていけばいいのか。結局、みんな違ってそれでいいという風土が国じゅうに広がらない限り、これはとても難しいことだ分かっていてのことです。ですが、提供する側ではなく、受ける側が合理的と感じられる配慮が必要なのだと思います。1つ伺いたいのは、拡大教科書についてです。どちらでも選べるようにすることが可能かということと、それも合理的配慮と呼べる範疇なのかどうかについて、教えていただきたいです。

**【下山】** 文部科学省としては合理的配慮がこういうものだと決めているわけではなく、それは検討が必要なことだとして整理しているということです。ただ私個人の見解の中で、合理的配慮ということばですべてを負わずにいくつかに分けた方がいいのではないかと、これはアメリカなどで見て個人的にそう感じたということでご理解いただきたいです。その中で、教育の内容は変えないが、必要な調整ということでは様々なことがございまして、例えば拡大教科書などもその1つだということです。これは弱視の子どもだけではなく、発達障害の子どもにも現在は提供できるようになっていますので、必要があればそれは提供できるということになると思います。

**【フロア】** 申し上げたいことは、知的な遅れのない方達は定型発達の子どものように同室で学んでいるということですよ。私達は、特別な支援を要する子ども達に向けて配慮をしたいわけですが、他の子ども達がいる中でその子は配慮を受けたくないと思われがちです。ですから、いわゆる定型発達の子どものように、その配慮を選べるという状況でなら、私達がターゲットとする子ども「じゃあ拡大の方」って言えるかもしれません。これは心理的な問題です。そのことについて、ご配慮があるか教えていただけますか。

**【下山】** 先生のお考えは承りますが、私に聞かれていることは制度としてそれができるかということですか。

**【フロア】** そうです。例えば2種類提供して、障害のない子どもも選ぶことができるか、ということです。

**【下山】** それは、今現在の制度で言えば、弱視とか発達障害の子どもの対象とした仕組みですから、普通の子どもが拡大教科書を選べるということにはなっていません。

**【川合】** 他ございませんでしょうか。では、下山先生。

**【下山】** 先ほどの当事者の方は文科省頑張れって言ったように聞こえましたので、私が承らなければいけなかったのは間違いないと思います。特別支援学校はいらないということでした。それは地域とのつながりを大事にしたいからということでした。それから〇〇市の教育委員会の方からは、〇〇市でやっている方式には様々な問題もあるが、良さもあり、その中で今よりも良くなることを目指したいということでした。それから、最後の方。私の答えとしては、制度としてあるかないかと言われれば、あのような答えになるのですが、結局は1人ひとりのニーズにいかに対応するかというところで、障害のある子どももいない子どもも、同列に考えるようなシステムを、という趣旨だったと受け止めてよろしいでしょうか。そのような様々な課題が今の教育にあります。そして、落合先生や荒川先生からは、インクルーシブ教育は、障害のある子どもの教育をどうするかだけではなく、通常教育の問題、それからわが国の教育や社会と深くかかわっている問題だというご指摘もございました。私も多めに勉強させていただきました。この問題は、多くの議論の中で自分達の問題として議論されていかなければならない問題だと思っています。このシンポジウムは、文部科学省がどう考えるかというのをお伝えする場というよりは、行政の考え方も提供しつつ、一緒に考えていく場をつくっていくことだと思います。これまで教育を研究されてきた方や当事者の方、そして現場で携わっている方の論議が深まっていくことが、どんな制度を作るにせよ最も大切なことですから、今日はそういう意味でも私も勉強させていただきましたし、良い機会を広島大学大学院特別支援教育実践センターに提供していただいたと思っています。どうもありがとうございました。

**【フロア】** 〇〇と言います。分科会1の方に出ていましたが、分科会1でも、分科会3でも、合理的配慮の話がありました。でも、この合理的配慮というのはあくまでも障害者が要求した上でないと、意味のある配慮につながりません。障害のある子どもが普通学級に入る上で必要になる配慮を、健常者が勝手に合理的配慮として分けずに、共に考え一緒にやっていける合理的配慮を、文部科学省は考えてください。



**【落合】** ありがとうございます。合理的配慮が一番大きなテーマだと思います。その中で当事者の方々あるいは関係者の意見をいただきまして、これからも研究していく必要があるのではないかと思います。

障がい者制度改革推進会議が始まってから、全国規模でこのようなシンポジウムをもつのは恐らく今日が最初ではないかと思います。これから我々の協議会、あるいは大学の中で特別支援教育を実践・研究・教員養成している者として、これからも実績を積み上げながら何らかの形で文科省、内閣府の方に問題提起をしていきたい。そういう力を蓄えていきたいと思っています。どうもありがとうございました。

## X. 閉会の挨拶

国立大学法人障害児教育関連センター連絡協議会会長  
筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 藤原 義博氏

筑波大学の藤原と申します。今日はどうもありがとうございました。まずは開催されました広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センターの先生方、そして特別支援教育学講座の先生方に対し、心よりお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

私は、今ご紹介いただきましたように、国立大学法人障害児教育関連センター連絡協議会というのがございまして、その会長を、昨年度の特設教育学会の折に指名されたのです。ただ私は、大変申し訳ないのですが、それ以来具体的に何をしたらと言われても、本当に何もしておりませんので、今回このようなシンポジウムを開催していただき、私自身もここに参加させていただき、本当に多くのことを学ばせていただきました。本当にいい会議を開催していただいたと思ひ、感謝しております。

それで、皆さん方の様々なご意見は、私自身も学ぶことばかりだったと思います。特に、今ご意見がありました合理的配慮のあり方とは一体何だと、それに関して今後の特別支援教育のあり方はどうあるべきなのか。こういう点について考える良い機会を与えていただいたと思っています。実は私は、先ほども申しましたが、指導法というのが専門の立場でございまして、その立場で、これまで多くの特別支援学校での授業づくりに携わらせていただきました。そして、今年度から筑波大学附属大塚特別支援学校の校長をさせていただいております。そういった点からしても、我々がやってきたことが今後のあり方としてどのように役立つのか、特に現場でどのような危機感を感じているのか、それから特別支援教育のあり方とか。そして、とても厳しいご意見をいただきましたね。1つの考えとして、特別支援学校はないほうが良いのではないかとのご意見もありました。ただ私の立場としては、逆に、特に知的障害においてはあった方が良いのではないかと。ただ、今後のあり方としては、従来のあり方とは違う役割もあるのではないかと考えた次第でございまして。その辺についてご提言を、今日特に荒川先生の話聞いて、ご指摘いただいた次第でございまして。ちなみに、私も最初は学校の教員でした。ですから教育実践を短い間でしたが、肌で感じていた時がございまして。どういうことで特別支援学校のあり方があるかについて少しご意見させていただいて、ご挨拶に替えさせていただきたいと思っています。

今、授業改善をしております、特別支援学校のいわゆる学校力としての役割が十分可能性があると考えています。それはこれまでのいわゆる知的障害教育のあり方、ここに多くの課題があって、そこに裏返せば、多くの可能性があると感じています。だから、授業改善も私は可能性の発見と申し上げているのですが、そういうことを今後の特別支援教育のあり方について発信をしていただく重要な役割が1つあるのではないかと考えています。ただし、そのあり方としては課題があって、様々なご指摘もありましたように、これまでのあり方ではだめだと思っております。それはどういうことかと申しますと、例えば福祉施設の従来のあり方、そして今日までの経緯を考えていただくと、ある意味でその示唆があると思います。昔は、施設も巨大で遠隔地であって、その後考え方が変わり、地域の中での小さい施設になった。そして現在は、グループホームへといった経緯がございまして。同じようにこの特別支援学校も、今後は、大規模な拠点的な特別支援学校から、いわゆる地域の中での小規模な特別支援学校へ。すなわち、地域の中での資源としてあるべきですし、その1つのあり方として通常学校の中の1つの場にそういうものもあると。現実にそういうものも、分校等にあることはあるんですね。ただ、機能的にそれが十分役割を果たしているかについてはまだ疑問が残るところもありますが、いわゆる資源の選択と